

平成20年第1回砂川市議会定例会

平成20年3月19日（水曜日）第7号

○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 議案第14号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
 議案第15号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について
 議案第16号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第18号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第21号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第22号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第24号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第25号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 7号 平成20年度砂川市一般会計予算
 議案第 8号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第 9号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計予算
 議案第10号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計予算
 議案第11号 平成20年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第12号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第13号 平成20年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 報告第 1号 監査報告
 報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 4 意見案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書について
 意見案第2号 地域医療の確保に関する意見書について
 意見案第3号 地球温暖化対策の強化と森林づくり等の推進に関する意見書について
 意見案第4号 輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第14号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
 議案第15号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について
 議案第16号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第18号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第21号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第22号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第24号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第25号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 7号 平成20年度砂川市一般会計予算
 議案第 8号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第 9号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計予算
 議案第10号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計予算
 議案第11号 平成20年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第12号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第13号 平成20年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 報告第 1号 監査報告
 報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 4 意見案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書について
 意見案第2号 地域医療の確保に関する意見書について
 意見案第3号 地球温暖化対策の強化と森林づくり等の推進に関する意見書について

意見案第4号 輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書について

○出席議員（13名）

| | | | | | | | | | | |
|----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 議長 | 北谷文夫 | 谷田澤浦 | 文圭明 | 夫介彦 | 君君君 | 副議長 | 東増中 | 英吉清 | 男章美 | 君君君 |
| 議員 | 飯吉尾 | 田 | やす静 | す夫勲 | 君君君 | 議員 | 一ノ土 | 弘政 | 昭己弘 | 君君君 |
| | 沢 | 田 | 広 | 志 | 君 | | 小 | | | |

○欠席議員（1名）

議員 矢野裕司 君

- 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。報告は佐藤喜多山氏による。
1. 砂川市教育委員会委員長 佐藤喜多山 氏
砂川市選挙管理委員会委員長 奥山俊二 氏
砂川市農業委員会会長 小原幸二 氏
 2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
砂川市副市長 小原幸二 氏
砂川市立病院院長 熊豊 氏
兼 会計管理者 井上克也 氏
市民部長 西野孝一 氏
経済部長 金田芳山 氏
建設部長 監事 小侯憲治 氏
建設部技監 古木 氏
砂川市立病院事務局長 湯浅克己 氏
砂川市立病院事務局長 中出利明 氏
砂川市立病院事務局長 善岡雅文 氏
砂川市選挙管理委員会事務局長 是枝喬 氏
砂川市農業委員会事務局長 丸加茂 氏
 3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
教育次長 四反田孝政 氏
 4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
監査事務局局長 中出利明 氏
 5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
選挙管理委員会事務局長 善岡雅文 氏
 6. 砂川市農業委員会事務局長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
農業委員会事務局長 是枝喬 氏
 7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。
事務局次長 小田原弘 氏
庶務係長 石川早苗 氏

開議 午後 1時40分

◎開議宣告

- 議長 北谷文夫君 休会中の本会議を再開いたします。
本日の会議を開きます。
本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。
事務局長 角丸誠一君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、矢野裕司議員であります。
○議長 北谷文夫君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第14号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
議案第15号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について
議案第16号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 2 3 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 平成 2 0 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 2 0 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 2 0 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度砂川市老人医療事業特別会計予算
- 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度砂川市病院事業会計予算

○議長 北谷文夫君 日程第 1、議案第 1 4 号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、議案第 1 6 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 7 号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 8 号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 9 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 0 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 1 号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 2 号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 3 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 4 号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 5 号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号 平成 2 0 年度砂川市一般会計予算、議案第 8 号 平成 2 0 年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第 9 号 平成 2 0 年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第 1 0 号 平成 2 0 年度砂川市老人医療事業特別会計予算、議案第 1 1 号 平成 2 0 年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第 1 2 号 平成 2 0 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第 1 3 号 平成 2 0 年度砂川市病院事業会計予算の 1 9 件を一括議題とします。

第 2 予算審査特別委員長の報告を求めます。

第 2 予算審査特別委員長。

○第 2 予算審査特別委員長 尾崎静夫君（登壇） 第 2 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3 月 1 8 日、1 9 日委員会を開催し、委員長に私尾崎、副委員長に土田政己委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第 1 5 号及び第 7 号は起立により、議案第 1 4 号、第 1 6 号から第 2 5 号まで、第 8 号から第 1 3 号までの平成 2 0 年度特別会計、事業会計の 6 会計予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより第 2 予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第 1 5 号の討論に入ります。

発言者の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第 1 5 号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

この条例の制定は、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴うものでありますが、後期高齢者医療制度は 2 0 0 6 年 6 月に医療構造改革の名で当時の小泉内閣と政府与党が強行したもので、7 5 歳以上の人を勝手に機械的に後期高齢者と決めつけ、現在の医療保険から追い出し、強制的に後期高齢者医療制度に加入させられるものであります。また、保険料も、年金が月 1 万 5, 0 0 0 円以上の方は年金から強制的に天引きされます。このように年齢で高齢者を切り離して格差をつけるというのは、国民全体が公的保険に入る国民皆保険制度の国では世界でも日本だけであり、さらに問題なのは、7 5 歳以上の方の病気はどうせ治らないし、いずれ死ぬのだと決めつけて医療費の削減を行おうとしたり、これまでは 4 0 歳以上全員の対象に健診が行われ、各自自治体を実施義務がりましたが、この制度では 7 5 歳以上の方の健診は努力義務とされ、健診の項目も削減されます。このように戦後必死に働いてきた人たちに、7 5 歳の年になつたら後期高齢者と呼び、別枠の医療保険に追い込み、形見の狭い思いをさせ、早く死ねと言わんばかりの差別制度は、絶対許せません。今国会では、民主党、社民党、国民新党、日本共産党の野党 4 党が後期高齢者医療制度廃止法案を提出しており、保守系の国会議員も賛同しております。また、地方議会においても中止、廃止を求める意見書が 5 0 0 自治体以上に上っており、後期高齢者制度は直ちに中止、廃止すべきであり、本条例の制定に強く反対いたします。

議員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。

議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員（登壇） 私は、議案第 1 5 号について賛成の立場で討論申し上げます。

今日の医療を取り巻く環境は、言うまでもなく大変厳しい状況が続いており、このような中、平成 1 8 年 6 月に医療改革関連法案が国会で成立し、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、本年 4 月から後期高齢者制度が実施されることとなっております。北海道においては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成 1 9 年 3 月に設立された北海道後期高齢者医療広域連合が後期高齢者の保険者となり、医療の給付、資格管理、保険料の賦課及び保健事業等に関する事務を行うこととなっております。また、市町村においては、保険料の徴収及び被保険者証交付などの窓口業務を行うこととされています。今回提案された議案第 1 5 号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定については、本市が行うこととなる事務として、後期高齢者の葬祭費の申請事務、保険料の通知書の引き渡し、保険料の徴収猶予及び保険料の減免などに関する事務として、被保険者の生活実態に配慮すべき事務規定となっております。また、普通徴収に係る納期の設定などの規定についても、被保険者の状況に応じた窓口事務を進めるためには必要であり、4 月からの後期高齢者医療制度の円滑な実施が被保険者から求められているものと考えております。

以上のことから、私は議案第 1 5 号について賛成するものであり、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。
本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。
したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、議案第7号の討論に入ります。
発言者の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） ただいま上程されました議案第7号 平成20年度一般会計予算について反対の立場で意見を申し上げます。

言うまでもなく、地方自治体の役割は、住民が主人公の立場で住民の福祉と暮らし、教育を守ることを最優先に、国の悪政から市民を守る防波堤の役割を果たさなければなりません。今財政が厳しいときこそ、住民の声をよく聞き、住民の切実な要求に基づき、有効な財政運営が求められております。多くの市民は、福祉や医療の充実したまちづくりや地元産業を振興させ、地元で仕事ができるまちづくりを強く求めております。今多くの自治体では、予算編成の前に住民懇談会や市民懇談会をきめ細かく開き、住民の具体的な要求に基づいた予算編成を行っておりますけれども、残念ながら本予算にはその立場が見られられません。今長引く不況に加えて、原油の高騰、穀物価格の高騰で、基幹産業である農業を初め中小企業、商店などの経営は極めて厳しい状況にあり、その中で軽自動車税の大幅な引き上げや子産産を行いましただけでも、この原油高騰に対する独自の支援策はほとんどありません。また、少子化対策の充実や子育てへの教育や学力の充実が強く求められている中、妊婦健診の問題でも乳幼児、児童の医療費の無料化の問題や障害者への支援対策でも独自の施策は極めて希薄であります。特に教育予算は、前年度に比べて大幅に削減され、父母負担の増加しており、さらに、多くの市民が不安を持ち、中止、廃止を求めている後期高齢者医療制度を批判されることなく実施したり、好評だった健康まつりを取りやめ、また老人クラブなどへの助成金や敬老祝金の削減に見られるように、高齢者対策でも福祉対策にも大きく後退しております。市営住宅の建設や生活道路、通学道路の整備など、住民の要望にこたえていない点も、は評価いたしますけれども、予算全体を見れば市民の願いや期待にこたえた予算編成になっておらず、本予算に賛成しがたく、反対するものであります。

議員皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員（登壇） 議案第7号 平成20年度砂川市一般会計予算に賛成の立場で討論を申し上げます。
現在の地方財政を取り巻く状況は、三位一体の改革以降、地方交付税などの削減が行われ、税源移譲による税収が伸びない自治体、北海道、とりわけ空知管内の自治体は財政源確保に非常に苦慮しており、都市と地方の財政力格差が顕著にあらわれてきているところであります。このような中、平成20年度一般会計予算は、地方交付税において都市と地方の共生の考えに基づき、地方再生対策費が創設されたことにより、前年度を超える額が確保され、また人件費を含め内部経費削減を中心とし、市民への負担を極力少なく、市民生活の安定に配慮した行財政改革を実施したことをめり、基金繰入金も最小限にとどまり、財政調整基金も一定額が確保されており、予算規模も起債の借りかえ分を除くと100億規模と効率化が図られております。加えて、平成20年度決算から適用される地方財政健全化法における懸念されておりました、繰上償還や借りかえの実施による公債費抑制に取り組むなど、改善されるものとなっております。また、生活環境の充実に向けて、市営住宅整備については、南吉野団地建設事業の継続や新たな山団地建設に向けた調査設計に取り組むほか、ハートフル住まいる事業に耐震改修に対する助成を行う、一層の快適、安全な住環境整備を実施する予算を盛り込むなど、将来に向けた住みよいまちづくりを目指したものであると考えます。

以上のことから、私は行財政改革を実施するなど厳しい財政状況である中、財政健全化法も考慮し、将来に向けたまちづくりの推進に資するための予算であると考え、平成20年度一般会計予算については高く評価し、原案のとおり可決すべきものと考えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成の討論を終わります。

○議長 北谷文夫君 これを討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。
したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、議案第14号、第16号から第25号まで、第8号から第13号までの討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号、第16号から第25号まで、第8号から第13号までを一括採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時58分

〔市立病院事務局長退場〕

再開 午後 2時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第2 議案第26号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 北谷文夫君 日程第2、議案第26号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） ただいま上程をいただきました監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現委員でございます喜多堅二氏は、平成20年3月31日をもって任期が満了となりますので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、次の者を選任をいたしたいと存じます。
記名してございます奥山昭氏にお願いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 これより議案第26号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分
〔市立病院事務局長入場〕〔市立病院事務局長あいさつ〕
再開 午後 2時02分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第3 報告第1号 監査報告
報告第2号 例月出納検査報告

○議長 北谷文夫君 日程第3、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。
これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第4 意見案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書について
意見案第2号 地域医療の確保に関する意見書について
意見案第3号 地球温暖化対策の強化と森林づくり等の推進に関する意見書について
意見案第4号 輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書について

○議長 北谷文夫君 日程第4、意見案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書について、意見案第2号 地域医療の確保に関する意見書について、意見案第3号 地球温暖化対策の強化と森林づくり等の推進に関する意見書について、意見案第4号 輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書についての4件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略のことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第4号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、意見案第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、意見案第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、意見案第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論は終わります。

これより、意見案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、意見案第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論は終わります。

これより、意見案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 これにて日程のすべてを終了しました。

平成20年第1回砂川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年3月19日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員